

議案第123号 説明資料

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例（「幕別町義務教育学校開校準備委員会」の設置）の概要

1 設置趣旨

教育委員会では、令和2年11月に策定した「幕別町学校施設の長寿命化計画」に基づき、令和4年5月から長寿命化改修工事を実施している札内南小学校の次期対象施設として幕別小学校校舎を検討してきたが、同年7月「幕別小学校と幕別中学校の今後の小中一貫教育の進め方について」を策定し、「施設分離型」と「施設一体型」の「小中一貫校」、「義務教育学校」の3通りから、「まくべつ学園」のあり方と施設整備の方向性を検討してきたところである。

この間、幕別小中学校の保護者に対し、11月と12月に保護者懇談会、令和5年1月以降は「学校だより」やまくべつ学園講演会を通して具体的な内容などを説明し、5月には「まくべつ学園」のあり方と施設整備の方向性の検討内容について、保護者の考えや浸透度合いを把握するためのアンケート調査を実施したところである。

また、9月には「地域説明会」を開催し、「まくべつ学園」で小中一貫教育が積極的に取り組まれていること、保護者アンケート調査の結果で「義務教育学校」とする回答が最も多かったこと、「義務教育学校」のメリットが相当大きいこと、建築年数や劣化度調査などの結果から幕別中学校の活用が適切であることなどを総合的に考え、「幕別中学校を活用した義務教育学校（案）」の方向性を示したところである。

「地域説明会」では、保護者や地域住民、教職員ら60名の参加があり、反対する意見はなく、理解を得たものと考えたことから、その後「パブリックコメント手続」を経て、11月28日に「幕別中学校を活用した義務教育学校の設置に係る方針」を決定した。

以上を踏まえ、「幕別町義務教育学校開校準備委員会」を設置し、義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題について審議を行い、最終的には令和8年4月の開校を目指すものである。

2 具体的な所掌事務（案）

- (1) 義務教育学校の校名及び校歌、校章に関すること
- (2) 義務教育学校の施設及び設備に関すること
- (3) 義務教育学校の教育課程区分及び指導形態に関すること
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題に関すること

3 委員の構成（案）

- (1) 地域の保護者代表 4人（幕別小・中学校PTA代表、幕別中央保育所及びわかば幼稚園児童保護者）
- (2) 関係団体の代表者 1人（まくべつ学園運営協議会委員）
- (3) 識見を有する者 5人（元幕別小・中学校校長、元幕別小・中学校PTA会長等）

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例							改 正 条 例						
○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)							○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)						
第1条～第6条 略							第1条～第6条 略						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
略							略						
教育委員会	略							幕別町部活動地域移行検討委員会	部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に關すること。	委員長 副委員長 委員	関係団体の代表者 関係学校の代表者 教育委員会が必要と認める者	10人以内	2年
	幕別町部活動地域移行検討委員会	部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に關すること。	委員長 副委員長 委員	関係団体の代表者 関係学校の代表者 教育委員会が必要と認める者	10人以内	2年							
	幕別町義務教育学校開校準備委員会	義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題についての審議に關すること。	委員長 副委員長 委員	地域の保護者代表 関係団体の代表者 識見を有する者	10人以内	審議終了まで							